

## 児童手当の受給に関するよくあるご質問と回答

**Q 1** 子どもが生まれたのですが、いつまでに申請をすればよいのでしょうか。

A 1 出生日の翌日から起算して15日以内に申請をしてください。  
出生月の翌月分から手当が支給となりますが、期限を過ぎて申請された場合は、受給できない月が発生しますので、ご注意ください。

<例>

1月30日に出生 ⇒ 2月14日までに申請をすれば、2月分から支給となります。  
2月15日に申請すると、3月からの支給となり、1か月分の手当が受給できなくなります。

**Q 2** 青森市外から転入します。児童手当の申請はどのようにするのでしょうか。

A 2 前住所地の転出予定日の翌日から起算して15日以内に、子育て支援課の窓口へ申請してください。  
手続に必要なものは「申請に必要なもの」を参照してください。  
転出予定日の翌月分から支給となりますが、期限を過ぎて申請された場合は、受給できない月が発生しますので、ご注意ください。

<例>

1月30日に転出予定 ⇒ 2月14日までに申請をすれば、2月分から支給となります。  
2月15日に申請すると、3月からの支給となり、1か月分の手当が受給できなくなります。

**Q 3** 児童手当の請求者（受給資格者）は父母のうちどちらでしょうか。

A 3 原則として、父母ともに所得がある場合は、前年の所得（1月分から5月分までの手当については前々年の所得）が高いかたが請求者（受給資格者）になります。

**Q 4** 児童手当の振込先口座を、子ども名義の口座にすることはできるのでしょうか。

A 4 振込先の口座は、請求者（受給資格者）名義の普通預金口座に限ります。

子どもや、その他の家族名義の口座に振り込むことはできません。

**Q 5 受給者（父）が転勤で市外へ転出し、単身赴任となるのですが、児童手当の手続はどのようにすればよいのでしょうか。**

A 5 仕事の都合により、受給者と児童が別居になる場合でも、児童手当は現受給者である父で受給することとなりますので、青森市への受給資格の消滅手続と、転出先の市区町村で新たに申請をしてください。  
青森市からは、転出月までの手当を支給いたします。

**Q 6 離婚を考えているのですが、受給者を変更することはできるのでしょうか。**

A 6 離婚協議中で、かつ父母が別居している場合に限り、所得に関係なく児童と同居しているかたが受給資格者になります。  
この場合、離婚協議中であることを証明する書類の提出が必要です。  
詳しくは、子育て支援課へご相談ください。

**Q 7 学校（その他、会社や弁護士など）から、児童手当の受給状況について書面の提出を求められたのですが、どのようにすればよいのでしょうか。**

A 7 児童手当の受給状況がわかる書類として、通帳の記帳欄（入金部分がわかるところ）のコピーで代用可能である場合がありますので、まずは、学校などの提出先へ確認してください。  
通帳の記帳欄のコピーで対応不可の場合、青森市では、受給状況の内容を記した書面を発行しておりますので、下記申請方法のとおり、子育て支援課へ申請をしてください。児童手当の対象児童人数、手当月額について、書面にて回答いたします。  
(青森市では、児童手当の受給証明書は発行しておりません。)

#### 【申請方法】

- ①申請書（「確認依頼書」）へ必要事項を記入（用紙は、児童手当のホームページの添付ファイルからダウンロードしていただくか、子育て支援課の窓口でも配付しております。）
- ②子育て支援課の窓口へ直接提出、または郵送で提出

③書面ができあがった後、子育て支援課の窓口で受け取り

- 注1 申請者（窓口に来るかた）の本人確認ができるもの（免許証など）を持参してください。  
郵送で提出される場合は、受給者本人の本人確認ができるもの（免許証など）のコピーを同封してください。
- 注2 申請者（窓口に来るかた）が受給者本人でない場合は、委任欄に受給者の署名が必要です。
- 注3 即日発行はできません。  
書面ができあがるまで1週間程度かかる場合があります。